

# 公開質問状

2007年1月22日

日本聖公会 京都教区主教 高地敬様

京都教区から、12月に児童への性的虐待事件に関する「宣言文」が届きました。  
この件に関連して、京都教区の上層部の対応についてご質問したいので、ご回答をお願いいたします。

## 1. 加害者の司祭の処分に関して

京都教区の「宣言文」は横浜教区沼津聖ヨハネ教会と四恩幼稚園にも12月に送付されました。  
添付された要請文に従って、1月14日に教会委員が閲覧し、私より経緯の説明をいたしました。  
モーセ原田文雄司祭による、児童への性的虐待事件の経緯です。

この時に女性の教会委員から、男性司祭が信徒に対して持っている姿勢について、「このようなことをしても当然と思っている人がいるのよ」などとブツブツ言われ、立場がありませんでした。私自身が京都教区の対応に疑問を持っていて、京都の全教会宛に手紙を書いたことを説明しました。京都教区が児童への性的虐待事件について、あいまいな処分、あいまいな態度をとっている事は、善良でありたいと願う男性司祭を侮辱しているのです。

主教様がこの件に対して断固とした態度を示せていないことは私たち聖公会の体質や聖職団への不信を招いているのです。

原田文雄司祭のしたことは決して赦されない犯罪行為であって、陪餐停止というのは適当な処分ではありません。

彼は一昨年の聖公会保育連盟・保育者大会にも出席している人であり、10歳の女兒への性的虐待を何度も、長期に渡って、複数の子にしていたのであれば、こんな罪深く危険な人は教育の世界から完全に追放せねばならないのです。私も幼稚園に勤務する司祭です。京都教区が現在のような、ぬるい処分をしていて、主教が派遣するチャプレンの信用がどうなるか、よく考えて頂きたい。

高地主教様は原田司祭の無実を信じたのであろうと思いますし、神学校で彼に世話になった私も全く信じがたい思いです。そのお気持ちはよくわかります。

しかし、教会が原田司祭の罪状を良く確かめず、教会へ届けられた罪状報告を突っぱねたのは小さな過失ではありません。

性的虐待事件が仮に事実だとしても、構わない、という恐ろしい態度なのです。

教区の常置委員会が事件を否定して被害者を攻撃してきた以上、本当に反省の意を示すためには、犯罪行為の事実を認めて懲戒することが必要なのです。

最高裁の判決後、高地主教様は不当判決であるという記者会見を行い、被害者に最後まで石を投げたのです。あなたには原田司祭の犯罪の事実と、教会の姿勢を、懲戒によって明白にする義務があります。

今からでも遅くは無いので、厳正かつ適切な処分を行い、教区審判廷を開き、原田司祭の終身停職を決めて頂きたいと思います。

この件に関しての善処をお願いいたします。

## 2. 被害者との和解に関して

被害者が自殺を図ったため事件が発覚し、前京都教区主教、武藤六治師へ報告があり、一度、原田文雄司祭は被害者の訴えを認め、辞表を提出し、牧師館から転居し、常置委員会で退職が承認されました。

しかしその後、古賀久幸司祭が、友人である加害者の原田司祭に被害手記を示したところ、恥ずかしさのあまりか、一転して犯行を否定し始めました。古賀司祭は任地の奈良の信徒の弁護士に相談したところ、犯行を否定して突っぱねるように助言を受け、武藤主教の反対の中、常置委員会にて復職を主張し、復職決議の通知がなされた結果、被害者から民事裁判が起こされました。

そして古賀司祭は加害者原田司祭のために法廷における支援を続けて被害者と戦いました。

これらの経緯が判明した現在において考えると、先頭に立って常置委員会を動かし、被害者と敵対したことについて、古賀司祭の責任は小さなものではありません。

被害者側からも、A級戦犯の一人と目されており、被害者に明白な悪意を向けていた以上、彼の償いは、教区と被害者との和解において決定的な要件となっています。

高地主教様は、被害者との和解を真剣に考えていらっしゃいますか。

教会は被害者に赦して頂かなければならない立場なのです。

なんととしてでも古賀司祭に謝罪をさせて教会の誠意を表し、また、彼には償いをさせるべきです。私の理解では、このような争いがあり、償いをしていない事は陪餐停止の事由にあたります。聖餐式のルブリックにある通りです。

原田司祭の陪餐停止処分は不適當ですが、この人、古賀司祭の場合は適當であると思います。

古賀司祭の陪餐を停止し、被害者との和解を促すことが教区の聖職を監督する者の責任だと思います。

教区審判廷を開き、職務と陪餐を停止して、被害者との和解を勧告していただきたいと思います。

最高裁の結審から1年以上も経っているのに、教区が被害者との和解をこれ以上引き延ばされるのであれば、徹底して被害者の無視を続けていることについて、わたしは正式な形で高地主教様の監督責任を問いたいと思います。教会組織として、これ以上酷い対応があるでしょうか。

被害者のお宅に詫びに行くことすら出来ない武藤主教様と共に、必ず高地主教様の責任を問います。

文語の祈祷書（1959年）の司祭按手式、533ページをご覧ください。按手の時に主教さまもお聴きになったはず。

「もしその教会あるいはその信徒が、なんじらの忤りによって害をうけ、またはつまづくことあれば、その罪がいかに大いにして、その罰のいかに恐るべきかを悟るべし。」

本来、京都教区で対応を正すべきものだと思いますが、出来ないのであれば、他教区の問題とは思いません。聖公会の聖職の任務と規律の問題として、私自身が必ず正式な形で主教様の責任を問います。

以上のこと、関係者の処分と、和解に関する教区の姿勢について、お尋ねしたかったので、ご回答を頂きたいと思います。

高地主教様には是非とも善処をお願いいたします。

日本聖公会横浜教区

沼津聖ヨハネ教会

司祭ヨハネ鎌田雄輝